

(1) 市川市国民健康保険税条例の一部改正について（諮問）

資料 1

○ 後期高齢者支援金分の課税限度額の引上げ

1. 諮問事項

地方税法施行令の改正に伴い、令和5年4月1日から後期高齢者支援金分の課税限度額を現行の「20万円」から「22万円」に引上げる条例の一部改正について、本協議会の意見を伺うもの。

2. 課税限度額の概要

社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険料（税）負担は、負担能力に応じた公平なものである必要がある。一方で、納めた保険料（税）の多寡にかかわらず、同じ内容の医療給付を受けることになるので、受益との関連において無制限に負担すると被保険者の納付意欲に与える影響が大きい。  
このことから、被保険者の保険料（税）負担に一定の限度額が設けられている。

3. 課税限度額の引上げの目的

高齢化の進展や医療の高度化に伴い医療費等の増加が見込まれる一方、被保険者の所得が十分に伸びない状況下で税率の引上げにより必要な収入を賄おうとすれば、高所得者層の負担は変わらず、中間所得層を中心に負担を求めらるることになる。  
賦課限度額の引上げは、高所得者に応分の負担を求め、負担感が重いといわれる中間所得層の負担上昇をできる限り抑制することを目的としている。

4. 改正の内容

改正前		⇒	改正後	
医療分	65万円		変更なし	医療分
支援分	20万円	(+2万円)	支援分	22万円
介護分	17万円	変更なし	介護分	17万円
合計	102万円	(+2万円)	合計	104万円

5. 課税限度額に到達する所得

		改正前		⇒	改正後	
		所得金額	(給与収入金額)		所得金額	(給与収入金額)
医療分	1人世帯	8,890,200	(10,840,200)		変更なし	
	2人世帯	8,725,800	(10,675,800)			
	3人世帯	8,561,500	(10,511,500)			
	4人世帯	8,397,100	(10,347,100)			
支援分	1人世帯	13,754,200	(15,704,200)		変更なし	
	2人世帯	13,285,200	(15,235,200)			
	3人世帯	12,816,200	(14,766,200)			
	4人世帯	12,347,200	(14,297,200)			
介護分	1人世帯	11,043,400	(12,993,400)		変更なし	
	2人世帯	10,323,400	(12,273,400)			
	3人世帯	9,603,400	(11,553,400)			
	4人世帯	8,883,400	(10,833,400)			

単位：円

6. 改正による影響

		課税限度額	超過額到達世帯数	調定額	影響額
支援分	改正前	20万円	649世帯	1億2,980万円	1,213万円
	改正後	22万円	560世帯 (△83世帯)	1億4,193万円	

※ ( ) は改正前からの増減

7. 近隣市との比較

		法令における上限	市川市（税）	船橋市（料）	松戸市（料）	柏市（料）	浦安市（税）
令和4年度	医療分	65万円	65万円	65万円	65万円	65万円	65万円
	支援分	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円
	介護分	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円
令和5年度 (予定)	医療分	65万円	65万円	65万円	65万円	65万円	65万円
	支援分	22万円	22万円	22万円	22万円	22万円	22万円
	介護分	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円

8. 関係法令

- 地方税法第703条の4（抜粋）  
第19項 後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。
  - 改正地方税法施行令第56条の88の2  
第2項 法第703条の4第19項に規定する政令で定める金額は、22万円とする。
- <施行期日等>  
公布日：令和5年3月下旬 施行日：令和5年4月1日

# 後期高齢者医療制度について

## 【後期高齢者医療制度とは】

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方（一定の障害と認定された場合は65歳から）が、それまでの健康保険に代わって加入する医療保険制度です。医療費の自己負担割合は、世帯の所得などに応じて1割から3割となります。保険料は、年金からの天引きや納付書などで納付します。

## 【後期高齢者医療費の負担イメージ】

患者負担分を除き、公費（税金）で約5割、現役世代の保険からの支援（後期高齢者支援金）で約4割、後期高齢者自身の保険料で約1割を負担しています。2023年（令和5年）には、「団塊の世代」のおよそ7割が後期高齢者になるため、後期高齢者医療費の増加が見込まれており、これに伴って後期高齢者支援金も増加する見込みです。

5割	4割	1割
公費（税金）	後期高齢者支援金 （現役世代の保険からの支援金）	保険料

後期高齢者の医療費を支えるため、会社員などが加入する健康保険や国民健康保険から後期高齢者医療制度に支援金が拠出されていますが、今回、課税限度額が引き上げられるのは、この支援金に係る部分となります。

後期高齢者自身の保険料負担

## 【市川市の国民健康保険が負担している後期高齢者支援金の推移】

市川市国保では、加入者が減少していますが、毎年25億円前後の支援金を負担しており、1人あたりの支援金額は年々増加しています。

年度	後期高齢者支援金総額 (A)	年度末の国保加入者数 (B)	1人あたりの支援金 ((A)/(B))	対前年伸率
H30 決算	24億 617万円	96,994人	24,807円	-
R1 決算	23億 9,042万円	92,393人	25,872円	+4.3%
R2 決算	25億 5,928万円	91,047人	28,109円	+8.6%
R3 決算	25億 5,246万円	88,122人	28,965円	+3.0%
R4 決算見込	23億 9,989万円	86,885人	27,621円	△4.6%
R5 見通し	25億 7,796万円	85,182人	30,259円	+9.6%

(2) 令和5年度 市川市国民健康保険特別会計予算(案)について

資料 2-1

(歳入)

(単位:千円)

款	令和5年度		令和4年度		増減		主な増減理由
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	金額	率	
1. 国民健康保険税	8,652,055	21.2%	8,705,923	22.4%	△ 53,868	△0.6%	加入者減少に伴い、保険税収入が減が見込まれるもの。(△0.5億円)
2. 使用料及び手数料	134	0.0%	131	0.0%	3	2.3%	
3. 国庫支出金	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	
4. 県支出金	27,583,513	67.7%	26,050,919	67.0%	1,532,594	5.9%	(歳出)「2. 保険給付費」の増に伴い、財源である県からの普通交付金の増が見込まれるもの。(+15億円)
5. 財産収入	427	0.0%	312	0.0%	115	36.9%	
6. 繰入金	4,320,000	10.6%	3,850,000	9.9%	470,000	12.2%	
うち一般会計繰入金(法定分)	2,186,904	5.4%	2,175,645	5.6%	11,259	0.5%	
うち一般会計繰入金(法定外その他分)	268,647	0.7%	282,659	0.7%	△ 14,012	-5.0%	
うち一般会計繰入金(赤字補てん分)	924,449	2.3%	741,696	1.9%	182,753	24.6%	保険税収入と延滞金収入が減(△1.4億円)となる一方、県に納付しなければならない国民健康保険事業納付金は増(+3.2億円)となり、財源不足額が前年度から更に拡大、実質赤字額の増が見込まれるもの。(+4.7億円)
うち国保財政調整基金繰入金	940,000	2.3%	650,000	1.7%	290,000	44.6%	
7. 繰越金	1,000	0.0%	1,000	0.0%	0	0.0%	
8. 諸収入	201,870	0.5%	286,714	0.7%	△ 84,844	△29.6%	滞納税額の減少に伴い、延滞金の徴収額の減が見込まれるもの。(△0.9億円)
合 計	40,759,000	100.0%	38,895,000	100.0%	1,864,000	4.8%	

(歳出)

(単位:千円)

款	令和5年度		令和4年度		増減		主な増減理由
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	金額	率	
1. 総務費	645,069	1.6%	622,142	1.6%	22,927	3.7%	
2. 保険給付費	27,331,794	67.1%	25,791,791	66.3%	1,540,003	6.0%	加入者の高齢化、医療の高度化に伴い、1人あたりの保険給付費の増が見込まれるもの。(+15億円)
3. 国民健康保険事業費納付金	12,342,046	30.3%	12,026,453	30.9%	315,593	2.6%	医療費の増のほか、高齢化の進展による後期高齢者支援金、介護納付金の増が見込まれるもの。(+3.2億円)
4. 共同事業拠出金	1	0.0%	6	0.0%	△ 5	△83.3%	
5. 保健事業費	368,642	0.9%	375,774	1.0%	△ 7,132	△1.9%	
6. 国保財政調整基金積立金	427	0.0%	312	0.0%	115	36.9%	
7. 諸支出金	61,021	0.2%	68,522	0.2%	△ 7,501	△10.9%	
8. 予備費	10,000	0.0%	10,000	0.0%	0	0.0%	
合 計	40,759,000	100.0%	38,895,000	100.0%	1,864,000	4.8%	

(国民健康保険財政調整基金)

令和4年度 取崩予定額 ▲ 400,000 千円 (令和4年度の収支状況を踏まえ、取崩額を当初の6.5億円から4億円に減額する予定です。)

令和4年度 積立予定額 600,463 千円 (令和4年度 2月補正予算で、新たに6億円の基金を積み増す予定です。(端数は基金利子))

令和4年度末 残高見込額 943,789 千円

令和5年度 取崩予定額 ▲ 940,000 千円 (令和5年度の予算編成にあたり、基金残高のほぼ全てを取り崩さなければならない状況です。)

令和5年度 積立予定額 427 千円 (基金利子)

令和5年度末 残高見込額 4,216 千円 (令和5年度末には、基金が枯渇してしまう見通しです。)

## 令和5年度 現年度課税分の所得階層(見込)

課税対象所得階層	課税額	世帯数	割合
	千円	世帯	%
未申告	236,546	13,930	21.57
0 ～ 43 万円未満 (0 ～ 98万円)	57,319	4,394	6.80
43 ～ 100 万円未満 (98 ～ 167万円)	248,907	6,527	10.10
100 ～ 200 万円未満 (167 ～ 311万円)	1,159,853	13,538	20.96
200 ～ 300 万円未満 (311 ～ 442万円)	1,354,053	9,094	14.08
300 ～ 400 万円未満 (442 ～ 567万円)	1,040,543	5,173	8.01
400 ～ 500 万円未満 (567 ～ 688万円)	756,362	3,226	4.99
500 ～ 600 万円未満 (688 ～ 800万円)	589,777	2,178	3.37
600 ～ 700 万円未満 (800 ～ 911万円)	434,689	1,472	2.28
700万円以上 (911万円以上)	2,256,321	5,060	7.84
合 計	8,134,370	64,592	100.00

※所得階層欄の上段は所得金額、下段カッコ内は給与収入金額

## 令和5年度 軽減対象(見込)

	世帯数	被保険者数	軽減額
	世帯	人	千円
7割軽減	18,797	22,824	636,882
5割軽減	7,484	11,878	172,437
2割軽減	6,457	10,587	82,260
合計	32,738	45,289	891,579

## 令和5年度 限度額超過世帯(見込)

	世帯数
	世帯
医療分	1,534
支援分	660
介護分	445

## 限度額に達する所得金額(概算)

## 【医療分】(65万円)

	所得金額	(給与収入金額)
	円	円
1人世帯	8,890,200	10,840,200
2人世帯	8,725,800	10,675,800
3人世帯	8,561,500	10,511,500
4人世帯	88,397,100	90,347,100

## 【支援分】(22万円)

	所得金額	(給与収入金額)
	円	円
1人世帯	15,133,400	17,083,400
2人世帯	14,644,600	16,594,600
3人世帯	14,195,500	16,145,500
4人世帯	13,726,500	15,676,500

## 【介護分】(17万円)

	所得金額	(給与収入金額)
	円	円
1人世帯	11,043,400	12,993,400
2人世帯	10,323,400	12,273,400
3人世帯	9,603,400	11,553,400
4人世帯	8,883,400	10,833,400

## 【市川市国民健康保険税の見直しに至る経緯、理由】

※文中の青太文字は、データや詳細な内容を後述します。

国民健康保険は、病気やケガに備えて加入者が保険税（料）を出し合い医療費などに充てる助け合いの制度です。

**加入者の高齢化**①や医療の高度化などにより**一人あたりの医療費が増加**②するなか、市川市では平成 27 年度から保険税率を据え置いてきました。

一方、平成 30 年度の国保制度改革に伴い、国からは「令和 5 年度までの赤字削減・解消」が求められたことから「赤字削減・解消計画」を策定し、**保険税収納率の向上**③による収入の確保、**ジェネリック医薬品の使用促進**④や**特定健診・特定保健指導の受診率向上**⑤⑥などの保健事業の推進による医療費の適正化など、様々な取り組みを行ってきました。

しかしながら、社会保険の適用拡大（短時間労働者の社会保険移行）や高齢化の進展による**加入者の減少**⑦、**後期高齢者支援金・介護納付金の急増**⑧⑨により、赤字削減は進まず、令和 5 年度までの赤字解消は困難な状況となりました。

現状、**赤字は年々拡大**⑩しており、将来に渡って

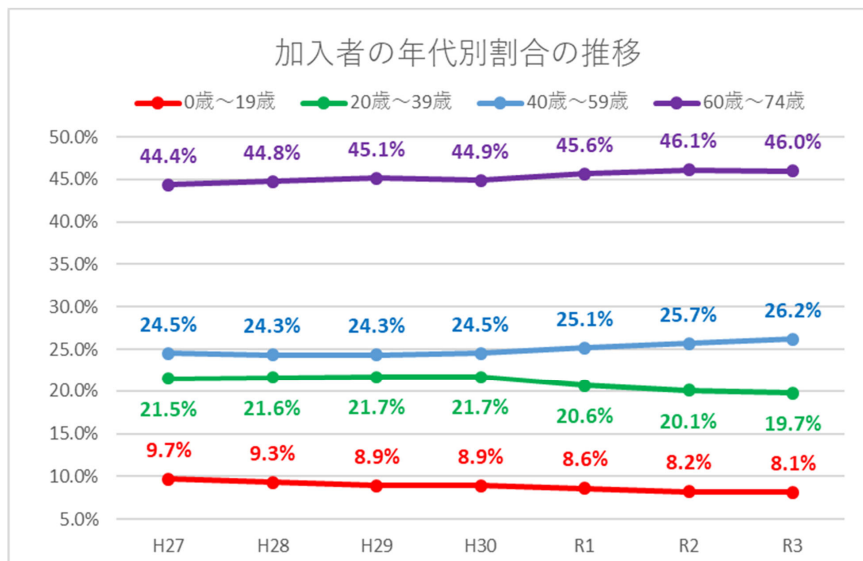
### **国民健康保険制度を安定的に運営し、加入者が安心して**

**医療を受けられる体制を維持する** ためには、保険税率の見直しが不可避な状況となったことから、令和 6 年度に 9 年ぶりの**保険税率の改正**⑪を行うものです。

## 【市川市の国民健康保険に関するデータ、詳細内容】

### ①加入者の高齢化

令和3年度の40歳以上の加入者割合は72.2%、平成27年度と比べて3.3ポイント上昇しています。また、医療費が高額となる60歳以上は1.6ポイント上昇しています。



### ～参考～ 年代別の1か月あたりの保険給付費

年代が上がるにつれ、一人あたりの保険給付費は増加しています。60歳～74歳では33,000円で、40歳～59歳の2倍、20歳～39歳の4.7倍となっています。

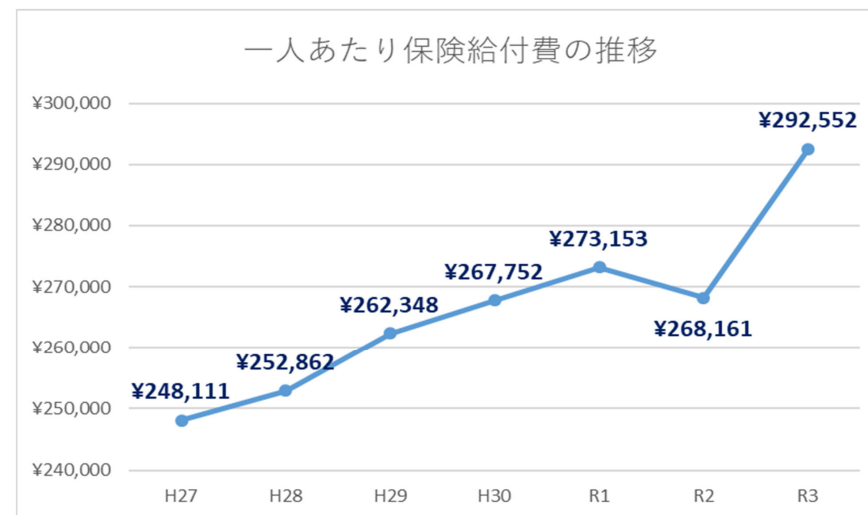
### 【令和4年10月支払分（1か月分）の保険給付費の内訳】

※医科、歯科、調剤、訪問看護、食事含む（高額療養費、療養費等除く）

年齢	保険給付費		加入者		一人あたりの保険給付費
	金額	構成比	人数	構成比	
60歳～74歳	¥1,296,864,695	70.6%	39,242	45.4%	¥33,048
40歳～59歳	¥362,057,939	19.7%	22,901	26.5%	¥15,810
20歳～39歳	¥121,807,110	6.6%	17,294	20.0%	¥7,043
0歳～19歳	¥55,436,623	3.0%	6,921	8.0%	¥8,010
合計	¥1,836,166,367	100.0%	86,358	100.0%	¥21,262

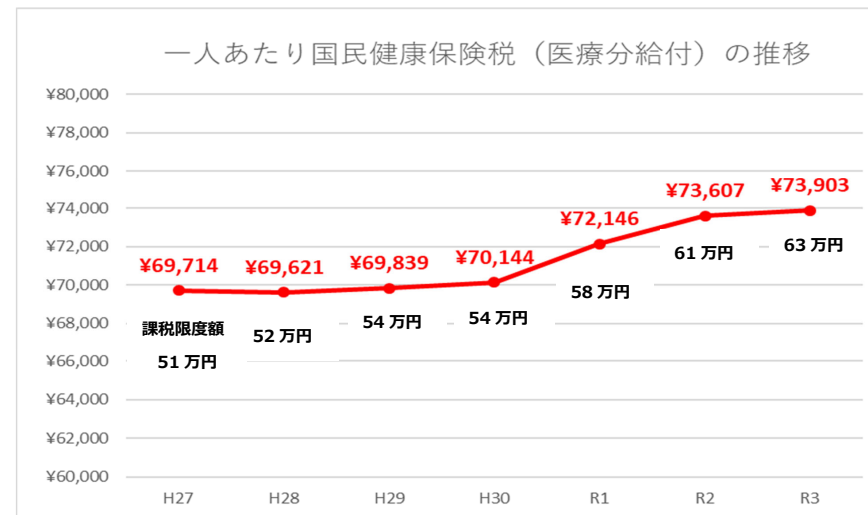
### ②一人あたりの保険給付費（医療費）の推移

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えにより、前年度に比べ減額となったものの、その反動により令和3年度は大きく伸びています。



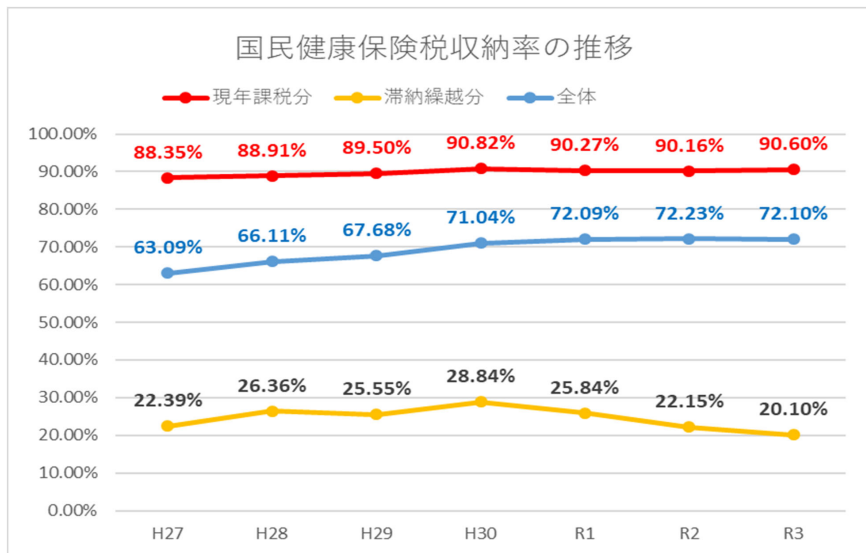
### ～参考～ 一人あたりの国民健康保険税（医療給付分）の推移

課税限度額の引上げに伴い、若干上昇しているものの、平成27年度から保険税率を据え置いているため、ほぼ横ばいで推移しています。



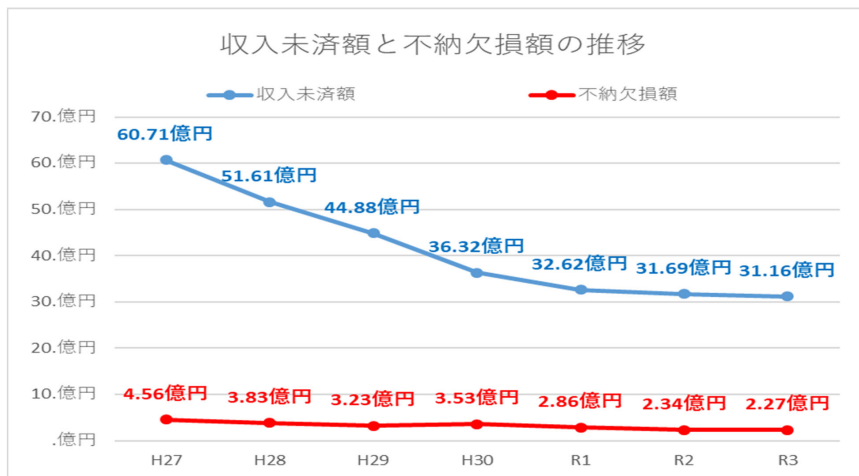
### ③ 保険税収納率の推移

令和3年度の全体収納率は、平成27年度と比べて9.01ポイント向上しています。  
令和2年11月からは納税催告センターを設置し、更なる収納率向上を図っています。



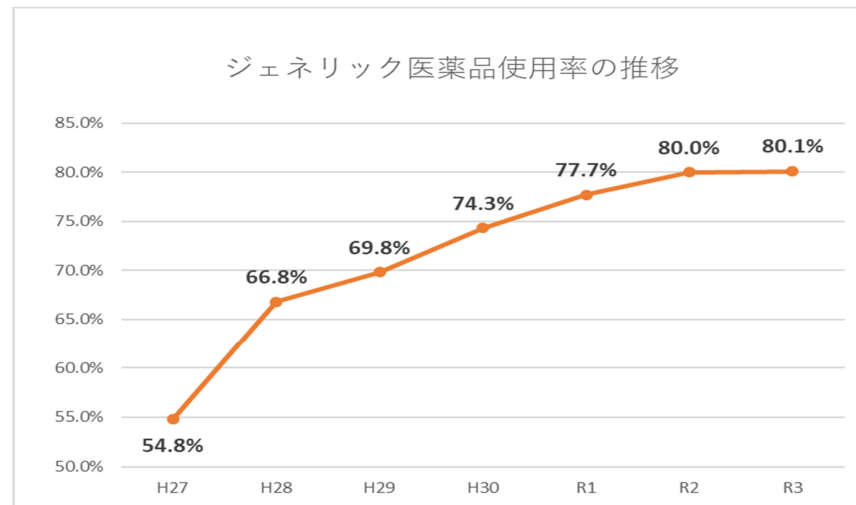
### ～参考～ 国民健康保険税の収入未済額（滞納額）と不納欠損額の推移

収納率の向上に伴い、令和3年度の収入未済額は平成27年度から半減しています。  
また、収入未済額の縮減に伴い、不納欠損額は年々減少しています。



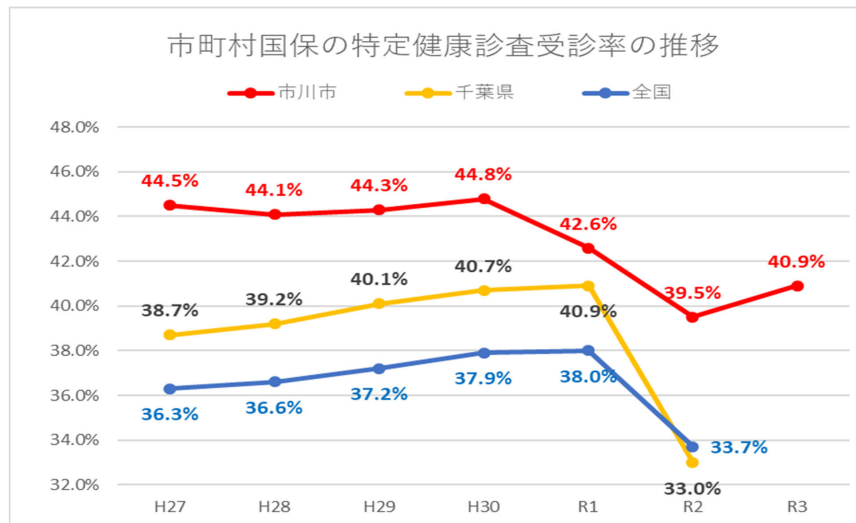
### ④ ジェネリック医薬品使用率の推移

先発医薬品との差額通知、ジェネリック希望シール配布などの取り組みにより、令和3年度のジェネリック使用率は、平成27年度と比べて25.8ポイント向上しています。



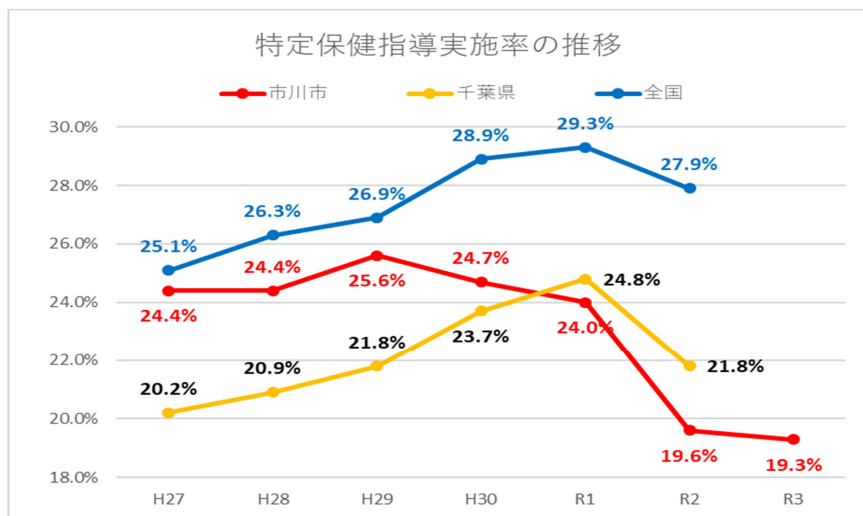
### ⑤ 特定健康診査受診率の推移

受診勧奨などの取り組みにより、本市の受診率は千葉県や全国と比較して高い水準にあります。  
令和2年度はコロナの影響により受診率は大きく落ち込んでいます。



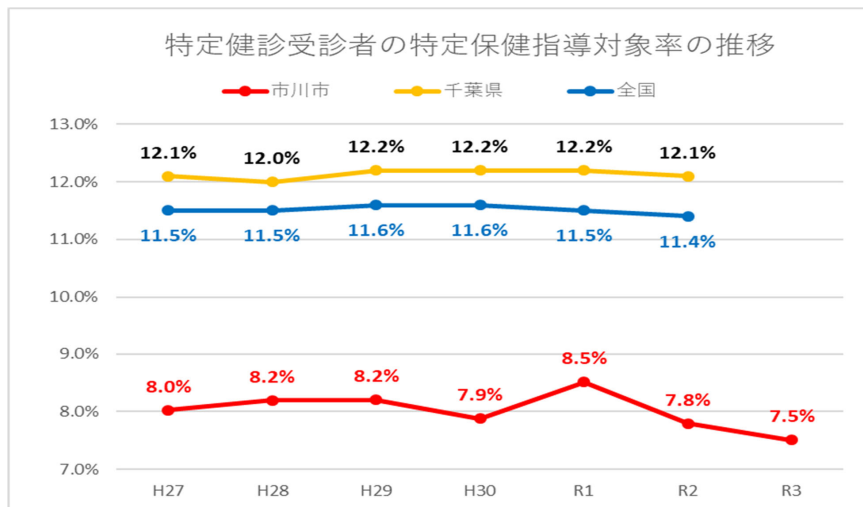
## ⑥ 特定保健指導実施率の推移

受診勧奨などの取り組みに関わらず、本市の特定保健指導の実施率は、ほぼ横ばいで推移しており、実施率の向上が課題となっています。



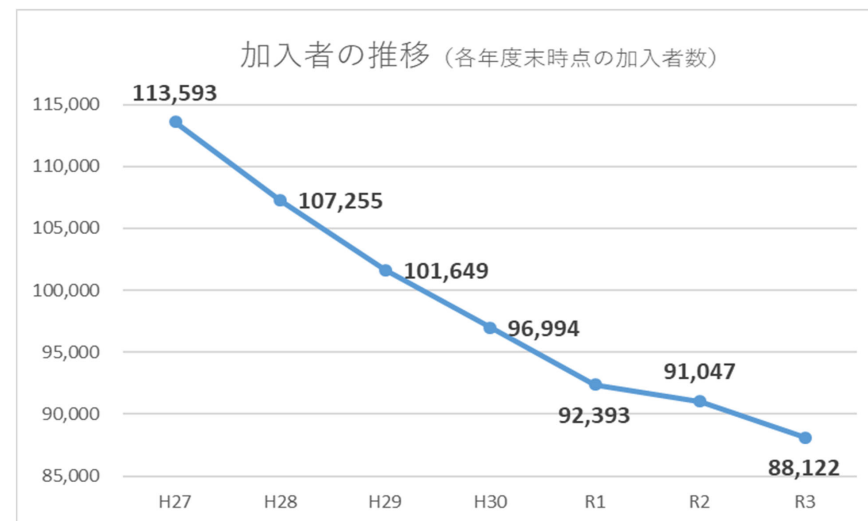
### ～参考～ 特定保健指導対象率の推移

特定健康診査受診者に対する特定保健指導対象者数の割合について、全国や千葉県と比べ本市は非常に低い水準となっています。



## ⑦ 国民健康保険加入者の推移

令和3年度末の加入者は、平成27年度に比べ25,471人、22.4%の減となっています。今後も高齢化の進展などにより、年間数千人の減少が見込まれています。



### ～参考～ 社会保険の適用拡大と後期高齢者医療への移行

短時間労働者の社会保険への移行予定並びに後期高齢者医療制度へ移行する市内の高齢者人口は下記の通りです。

#### 【短時間労働者の社会保険への移行】

適用年月	2016年 (H28) 10月	2022年 (R4) 10月	2024年 (R6) 10月
週の所定労働時間	20時間以上	20時間以上	20時間以上
賃金月額	8.8万円以上	8.8万円以上	8.8万円以上
勤務期間	1年以上	2ヵ月超	2ヵ月超
従業員数	常時501人以上	常時100人超	常時50人超

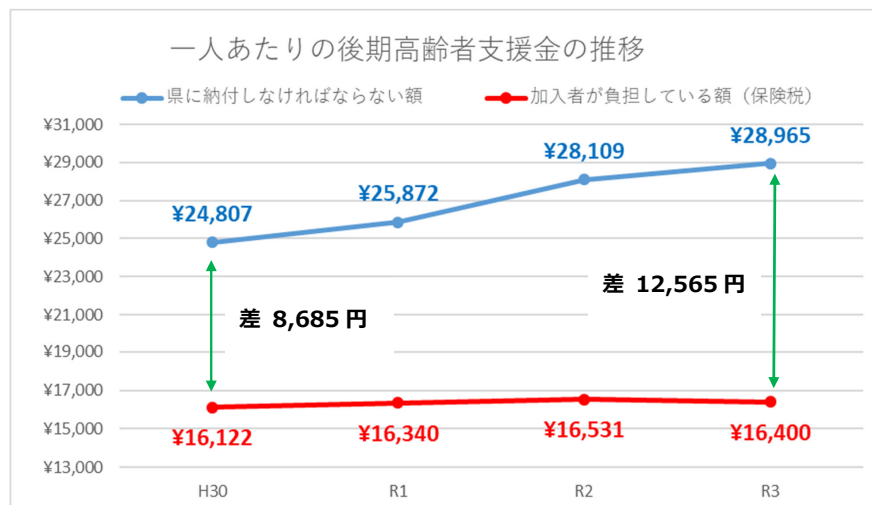
#### 【市内の高齢者人口 (令和4年3月末時点)】

- ・74歳 6,374人 2022年 (令和4年)
  - ・73歳 5,982人 2023年 (令和5年)
  - ・72歳 5,957人 2024年 (令和6年)
  - ・71歳 5,192人 2025年 (令和7年)
- 75歳を迎えた時点で国民健康保険などから後期高齢者医療制度へ移行します。



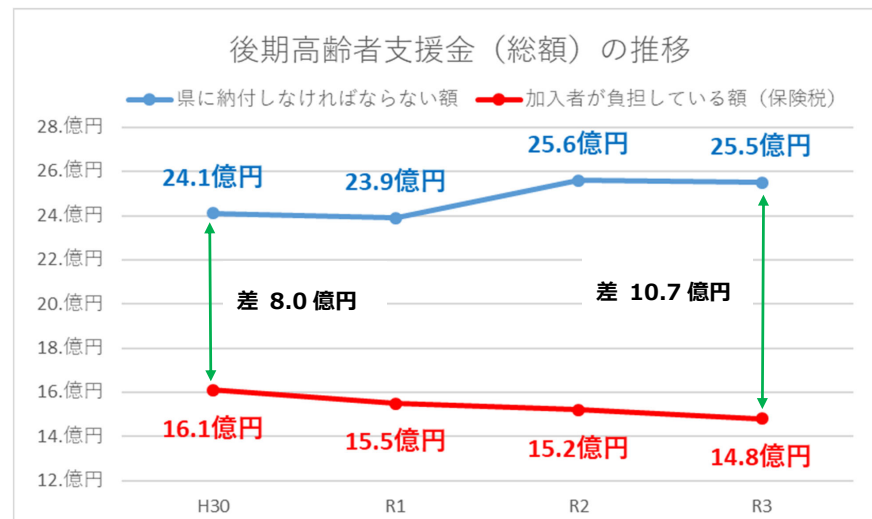
### ⑧後期高齢者支援金の推移（比較可能な平成30年度（国保制度改革）以降）

高齢化の進展に伴い、県に納付しなければならない支援金は増加する一方、加入者の負担（保険税）は横ばいで推移しており、乖離幅（不足額）は年々拡大しています。



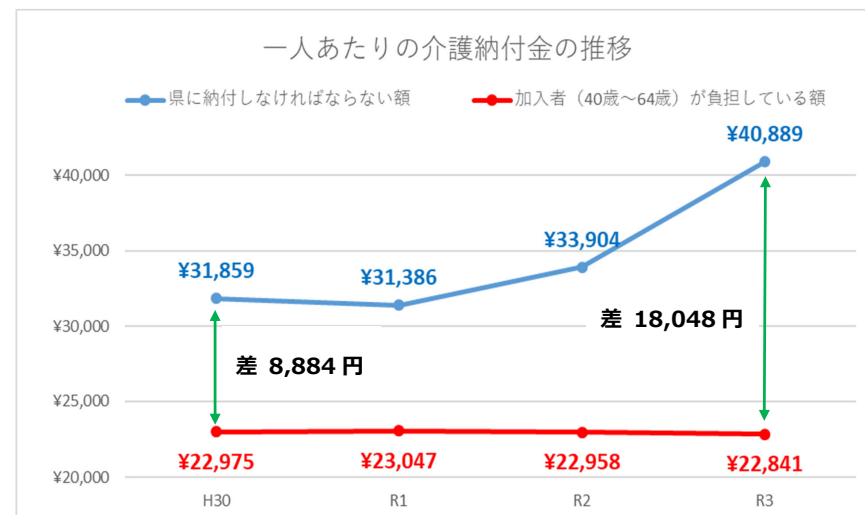
#### ～参考～ 後期高齢者支援金（総額）の推移

納付額と負担額（保険税）の乖離幅（不足額）は、平成30年度は8億円でしたが、令和3年度には、約11億円に拡大しており、急速な財政悪化の一因となっています。



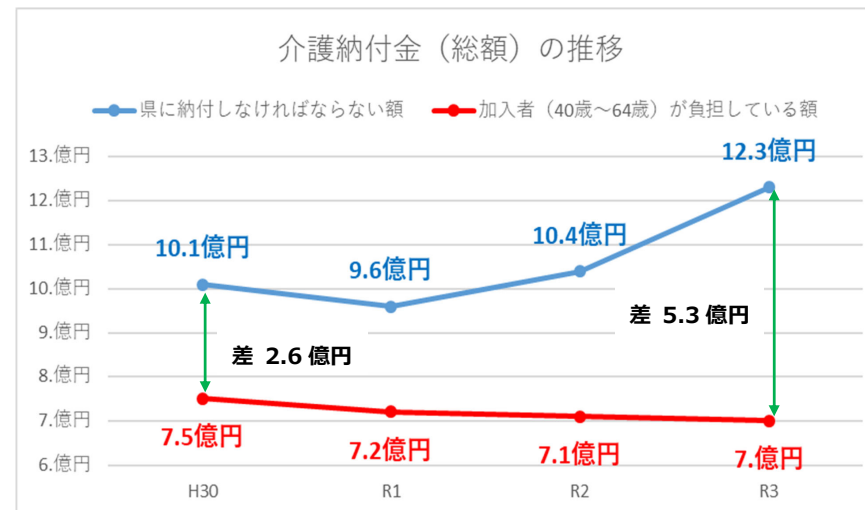
### ⑨介護納付金の推移（比較可能な平成30年度（国保制度改革）以降）

高齢化の進展に伴い、県に納付しなければならない介護納付金は増加する一方、加入者の負担（保険税）は横ばいで推移しており、乖離幅（不足額）は年々拡大しています。



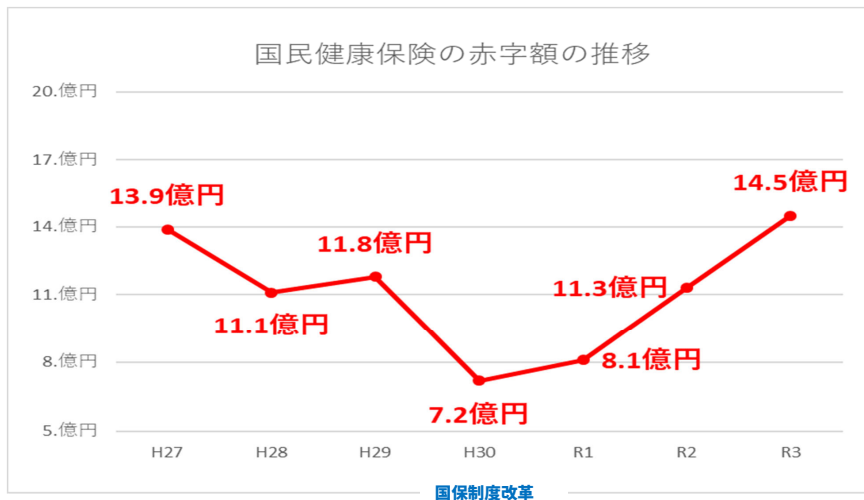
#### ～参考～ 介護納付金（総額）の推移

乖離幅（不足額）は、平成30年度は2億6千万円でしたが、令和3年度には5億3千万円と倍増しており、急速な財政悪化の一因となっています。



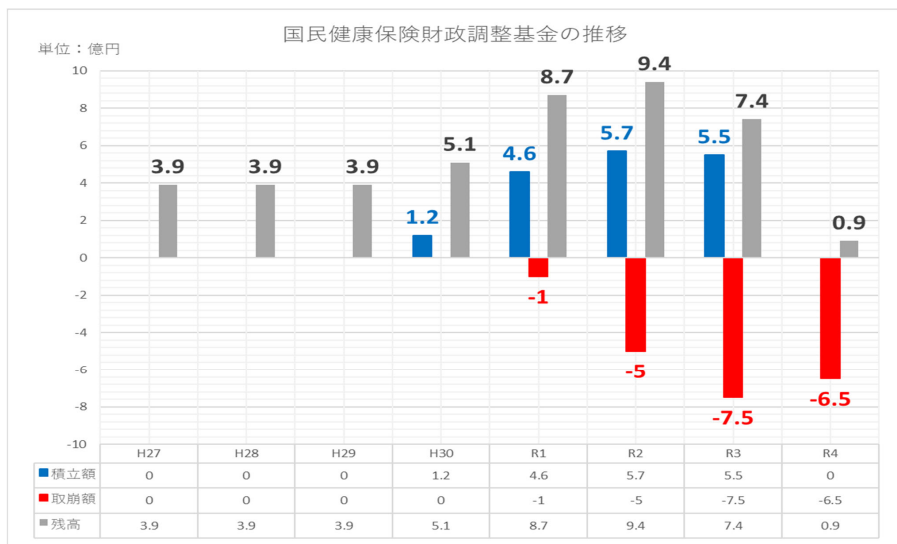
## ⑩市川市の国民健康保険の赤字状況

国民健康保険の財源不足額（赤字）は、毎年、一般会計からの法定外繰入金（赤字繰入）や国民健康保険財政調整基金の取崩しによって補てん（穴埋め）されています。



### ～参考～ 国民健康保険財政調整基金の推移

平成30年度から毎年数億円の積立を行っているものの、赤字補てんのために多額の取崩しを行わざるを得ない状況にあり、令和5年度には基金が枯渇する見込みです。



## ⑪保険料率の引上げ内容と効果

保険料率の引上げにあたっては、県が示す「標準保険料率」を参考としつつ、低所得者世帯に配慮するため加入者の負担能力（所得割）に比重を置いた見直しとしています。

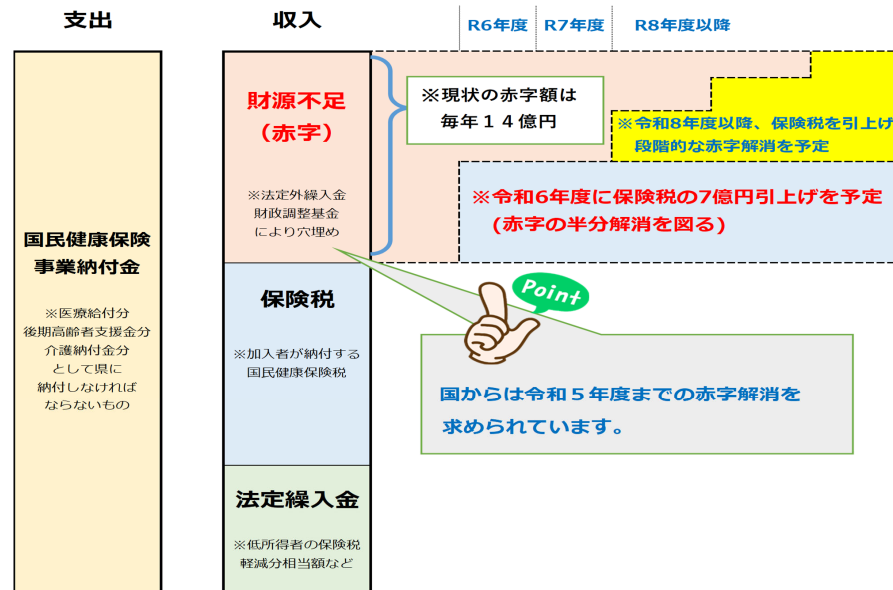
全体では赤字の半分となる7億円の引上げを予定し、段階的な赤字解消を図ります。

なお、**加入者一人あたりの保険料の引上額は年間およそ8,000円、引上率は7%**です。

区分 (対象)	医療給付分 (国保に加入する全ての人)			後期高齢者支援金分 (国保に加入する全ての人)			介護納付金分 (40歳以上65歳未満の人)		
	改正前	改正後	改正による効果	改正前	改正後	改正による効果	改正前	改正後	改正による効果
所得割 (加入者の所得に対して)	7.30%	<b>7.50%</b>	1億600万円	1.45%	<b>1.90%</b>	2億7,400万円	1.50%	<b>2.05%</b>	1億3,200万円
均等割額 (加入者1人あたり)	12,000円	12,000円	—	6,800円	<b>8,800円</b>	1億2,600万円	10,800円	<b>13,600円</b>	6,200万円
平等割額 (1世帯あたり)	20,400円	20,400円	—	—	—	—	—	—	—
小計	1億600万円			4億円			1億9,400万円		
合計	7億円								

### ～参考～ 段階的な赤字解消のイメージ

現状、毎年14億円の赤字が発生しています。このため、令和6年度に赤字の半分7億円の解消を図り、令和8年度以降、再度保険料を引上げ、段階的な赤字解消を図ります。



# 近隣市の国民健康保険税（料）概算額の推移

※同色は保険税率の改正年

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<b>【ケース1】</b> 70歳、年金生活、単身世帯 年金収入 180万円/年 (15万円/月) 均等割・平等割5割軽減世帯  ※保険税（料）に介護保険料を含まない（別途納付） ※本市では60歳～74歳は国保加入者の46%を構成	市川市	税額	43,200 円	→								45,900 円
		※年間2,700円の負担増										
	千葉市	料額	50,700 円	52,200 円	54,100 円	53,100 円	55,300 円	54,400 円	54,600 円	55,600 円	改正予定	改正予定
		本市との差	7,500 円	9,000 円	10,900 円	9,900 円	12,100 円	11,200 円	11,400 円	12,400 円		
	船橋市	料額	40,300 円			41,000 円		42,500 円		45,000 円		改正予定
		本市との差	-2,900 円			-2,200 円		-700 円		1,800 円		
	松戸市	料額	48,000 円							49,000 円		改正予定
		本市との差	4,800 円							5,800 円		
	柏市	料額	46,600 円	47,400 円	46,600 円	46,400 円		47,500 円				改正予定
		本市との差	3,400 円	4,200 円	3,400 円	3,200 円		4,300 円				



<b>【ケース2】</b> 70歳と65歳の夫婦、年金生活世帯 年金収入 264万円/年 (22万円/月) 内訳：夫 16万円/月 妻 6万円/月 均等割・平等割5割軽減世帯 ※保険税（料）に介護保険料を含まない（別途納付）	市川市	税額	63,000 円	→								67,600 円
		※年間4,600円の負担増										
	千葉市	料額	72,300 円	74,700 円	77,900 円	76,500 円	79,700 円	78,500 円	79,000 円	80,600 円	改正予定	改正予定
		本市との差	9,300 円	11,700 円	14,900 円	13,500 円	16,700 円	15,500 円	16,000 円	17,600 円		
	船橋市	料額	67,000 円			68,500 円		71,500 円		76,500 円		改正予定
		本市との差	4,000 円			5,500 円		8,500 円		13,500 円		
	松戸市	料額	72,500 円							74,500 円		改正予定
		本市との差	9,500 円							11,500 円		
	柏市	料額	74,400 円	75,800 円	74,500 円	74,300 円		76,100 円				改正予定
		本市との差	11,400 円	12,800 円	11,500 円	11,300 円		13,100 円				



<b>【ケース3】</b> 40歳代、共稼ぎ夫婦と中学生の子1人の3人世帯 世帯収入 480万円/年 (40万円/月) 均等割、平等割軽減なし世帯 ※保険税（料）に夫婦分の介護保険料を含む ※本市では40歳～59歳は国保加入者の26%を構成	市川市	税額	338,200 円	→								377,800 円
		※年間39,600円の負担増										
	千葉市	料額	383,300 円	385,700 円	402,700 円	391,700 円	401,700 円	403,700 円	411,000 円	418,600 円	改正予定	改正予定
		本市との差	45,100 円	47,500 円	64,500 円	53,500 円	63,500 円	65,500 円	72,800 円	80,400 円		
	船橋市	料額	355,200 円			359,700 円		368,700 円		383,700 円		改正予定
		本市との差	17,000 円			21,500 円		30,500 円		45,500 円		
	松戸市	料額	386,200 円							392,200 円		改正予定
		本市との差	48,000 円							54,000 円		
	柏市	料額	378,500 円	394,800 円	388,700 円	387,900 円		398,300 円				改正予定
		本市との差	40,300 円	56,600 円	50,500 円	49,700 円		60,100 円				

